



平成 30 年 8 月 9 日

各 位

上場会社名 メック株式会社
代表者 代表取締役社長 前田 和夫
(コード番号 4971)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室 坂本 佳宏
(TEL 06-6401-8160)

株式報酬制度の継続に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 9 日付「取締役向け株式交付信託」および「執行役員向け株式交付信託」への追加拠出に関するお知らせ)のとおり、「取締役向け株式交付信託」および「執行役員向け株式交付信託」(以下、両者を合わせて「本信託」と総称します。)に対し、金銭を追加拠出するとともに、第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 8 月 31 日 (金)
(2) 処分する株式の種類 お よ び 数	当社普通株式 68,500 株 (うち取締役向け 33,400 株、執行役員向け 35,100 株)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 2,161 円
(4) 処 分 総 額	148,028,500 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的および理由

当社は、平成28年5月10日付で取締役向け株式報酬制度、平成28年7月29日付で執行役員向け株式報酬制度を導入することを決議し、現在に至るまでこれらの制度を継続しております(制度の概要につきましては、平成28年7月29日付「当社取締役向け業績連動型株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」および「執行役員向け株式交付信託」導入詳細に関するお知らせ)をご参照ください)。

本自己株式処分は、今後も取締役向け株式報酬制度および執行役員向け株式報酬制度を継続するため、両制度の運営のために設定された本信託に当社株式を取得させるため、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に対して行うものであります。

処分数量については、「株式交付規程」に基づき信託期間中(当初信託設定日(平成28年8月18日)より平成33(2021)年8月31日(予定))に当社の取締役および執行役員が交付を受ける権利を取得すると見込まれる必要株式数に対する不足分に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成30年6月30日現在の発行済株式総数20,071,093株に対し、0.34%(平成30年6月30日現在の総議決権個数193,020個に対する割合0.35%。いずれ

も、小数点第3位以下を四捨五入)となります。当社としましては、本制度は当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献を目的としており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要 (取締役向け株式交付信託)

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員と利害関係のない第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
信託期間	平成28年8月18日～平成33(2021)年8月31日(予定)
信託契約日	平成28年8月18日
追加信託日	平成30年8月31日(予定)
信託終了日	平成33(2021)年8月31日(予定)

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要 (執行役員向け株式交付信託)

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	執行役員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社および当社役員と利害関係のない第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式の議決権行使の指図は信託管理人が行います。
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること
信託期間	平成28年8月18日～平成33(2021)年8月31日(予定)
信託契約日	平成28年8月18日
追加信託日	平成30年8月31日(予定)
信託終了日	平成33(2021)年8月31日(予定)

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成30年8月8日(取締役会決議日の直前営業日)の株式会社東京証券取引所における終値である2,161円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間(平成30年7月9日～平成30年8月8日)の終値平均2,204円(円未満切捨て)からの乖離率-1.95%、直近3ヵ月間(平成30年5月9日～平成30年8月8日)の終値平均2,147円(円未満切捨て)からの乖離率0.65%、あるいは直近6ヵ月間(平成30年2月9日～平成30年8月8日)の終値平均1,975円(円未満切捨て)からの乖離率9.42%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております(乖離率はいずれも小数点第3位以下を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会(3名全員社外取締役)が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上